

## 介護職員等処遇改善加算の「見える化要件」について

2024年6月7日

令和6年度介護報酬改定に伴い、これまでの処遇改善制度に代わり6月より「介護職員等処遇改善加算」が創設され、当法人においても算定を行っております。

当法人の加算取得状況と算定要件である職場環境等要件で当法人が取り組む内容につきまして掲載いたします。

### 【当法人の加算の取得状況】

事業所名	加算内容
グループホームイーハートーブ	介護職員等処遇改善加算Ⅱ
訪問介護イーハートーブ	介護職員等処遇改善加算Ⅱ
デイサービス美南の丘	介護職員等処遇改善加算Ⅱ
デイサービス小川	介護職員等処遇改善加算Ⅱ

【職場環境等要件】

区分	内容
入職促進に向けた取り組み	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	上位者・担当者によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
腰痛を含む心身の健康管理	雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
生産性向上のための業務改善の取組	高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善